

議第 98 号

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例（平成 26 年呉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部  
改正に伴い，関係規定の整理をするため，この条例案を提出する。